

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 25（個） 第 12 号）

第 1 審査会の結論

平成 25 年 7 月 18 日付け〇〇第〇〇号により自己情報開示決定された「平成〇年〇月〇日付けの苦情処理票（受理番号〇〇号）」（以下「本件対象情報」という。）の利用停止請求につき，広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った利用停止をしない旨の決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 自己情報開示請求及び決定

審査請求人は，平成 25 年 7 月 5 日，広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により，実施機関に対し本件対象情報の自己情報開示請求を行った。これに対し，実施機関は，平成 25 年 7 月 18 日，本件対象情報について条例第 11 条第 1 項の規定により，自己情報開示決定を行い，審査請求人に通知した。

2 自己情報利用停止の請求

審査請求人は，平成 25 年 7 月 26 日，条例第 30 条第 1 項の規定により，実施機関に対し本件対象情報の自己情報利用停止請求（以下「本件請求」という。）を行った。

3 本件請求に対する決定

実施機関は，本件請求に対し，条例第 31 条第 2 項の規定により，平成 25 年 8 月 30 日，本件対象情報の自己情報不利用停止決定（以下「本件処分」という。）を行い，審査請求人へ通知した。

4 審査請求

審査請求人は，平成 25 年 9 月 2 日，本件処分を不服として，行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により，広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し，本件対象情報を利用停止（消去）すべきである。

2 審査請求の理由

審査請求人が本件対象情報の利用停止を求める理由を総合すると，おおむね次のとおりである。

（1）本件対象情報は，条例第 5 条第 1 項の規定に反し，審査請求人に本件対象情報を

作成することを告げることなく収集したので、不法行為である。

- (2) 審査請求人は、〇〇警部に対し、犯罪発生マップやメールの件は誤りであるので消去すること及び通報者・関係者の情報を提供することを要求したのであり、苦情ではない。それにも関わらず本件対象情報を作成することは目的外であり、不法なものである。
- (3) 条例第5条第4項において、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければならないにもかかわらず、〇〇警部は、同意なく秘密裏に個人情報の収集を行った。
- (4) 本件処分のお知らせ中「利用停止をしない理由」が不明瞭である。具体的には、条例第5条第3項の何号が適用されるのかが不明である。また、同項第1号が適用されるのであれば、何の法令に基づいて収集されたのかが不明である。理由が明示できないのであれば、本件処分を取消し、直ちに利用停止すべきである。
- (5) 審査請求人は、実施機関の職員から本件請求の際に、妨害を受けた。これについて、審査会に是正指導をお願いしたい。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関の、理由説明書及び口頭による説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 苦情申出制度及び苦情処理票について

苦情申出制度は、県民から寄せられる苦情を迅速に組織運営に反映させることにより、県民の期待に応える警察を実現することを目的とした制度である。

県警察職員は、「県民の要望等を組織運営に反映させる施策の実施要綱の制定について(例規通達)」(平成12年7月12日付け広監第299号。以下「例規通達」という。)に基づき、苦情を受理した場合は、苦情処理票を作成し、直ちに管理責任者である所属長へ報告することとされている。

ここでいう苦情とは、警察活動又は職員に関するもので、具体的には不適切執行務に関するもの、非違非行に関するもの及び争訟事案に発展するおそれのあるものをいう。

2 本件処分とした理由

(1) 本件対象情報の作成

審査請求人は、平成〇年〇月〇日、広島県警察本部生活安全部安全安心推進課において、「県警メールマガジン等で事実と異なることを情報発信され、不審者扱いされた」旨の申し出をしたため、受理者は、警察活動に対する苦情と判断し、本件対象情報を作成した。

(2) 個人情報収集の適法性

苦情処理票の利用目的は、部外の苦情等を迅速に組織運営に反映させることにより、「県民の期待に応える警察」を実現することであり、この目的を達成するために

例規通達に定める苦情処理票で審査請求人の人定事項、申出の内容及び処理経過等に関する個人情報を審査請求人本人から適法かつ公正な手段により収集したものである。(条例第5条第1項及び第3項適合)

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、審査請求人が県警メールマガジン等で事実と異なることを情報発信され、不審者扱いされたことについての苦情処理票であり、審査請求人が平成〇年〇月〇日に警察本部生活安全部安全安心推進課に対して申し出た内容、処理経過、処理結果等が記載されている。

苦情処理票は、「県民等の要望等を組織運営に反映させる施策の実施要綱」(平成12年7月12日付け広監第299号。以下「要綱」という。)に基づいて作成されるものである。すなわち、要綱第8の1の(1)の規定において、「職員は、苦情を受理した場合(略)は、苦情処理票(別記様式第2号)を作成し、直ちに管理責任者に報告しなければならない。」とされている。

審査請求人が本件対象情報の収集が違法なものである旨主張して本件対象情報の消去を求めているのに対し、諮問実施機関は消去しないこととした本件処分を妥当としているので、以下、本件対象情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

条例第29条第1項は、「何人も、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」とし、同項第1号では、「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第5条第2項若しくは第3項の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第6条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」には、「当該保有個人情報の利用の停止又は消去」を請求することができることを定めている。

3 利用停止の要否について

実施機関は本件対象情報に記録された保有個人情報は、条例第5条第1項及び第3項に適合する方法で収集したものであるとして、利用停止をしないことを決定し、審査請求人はその内容が不明瞭であるなどと主張しているため、本件対象情報の作成がこれらの条項に違反しているかが争点となる。

(1) 条例第5条第1項違反について

ア 審査請求人は、本件請求において、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。」との条例第5条第1項の規定を引用した上で、「これに反し私に苦情処理票を作成することを告げ

ることなく個人情報を収集したので不法行為である。」と主張する。なお、審査請求人は、実施機関が作成した相談簿についても本件請求と同日に自己情報利用停止請求書を提出しており、相談簿に係る自己情報利用停止請求についてしか具体的な主張を行っていないが、本件審査請求でも、相談簿に関するものと同様の主張を行っているものと解釈し、以下検討することとする。

イ 仮に実施機関が条例第5条第1項の規定に違反して審査請求人の保有個人情報を収集しているのであれば、条例第29条第1項第1号に規定する「実施機関により適法に取得されたものでないとき」に該当すると解されるため、実施機関が条例第5条第1項の規定に違反して審査請求人の保有個人情報を収集したかどうか問題となる。

ウ 諮問実施機関は、苦情処理票の利用目的は、部外の苦情等を迅速に組織運営に反映させることにより、「県民の期待に応える警察」を実現することであり、この目的を達成するために苦情処理票で審査請求人の人定事項、申出の内容及び処理経過等に関する個人情報を審査請求人本人から適法かつ公正な手段により収集したと説明する。

エ 上記1のとおり、苦情処理票は要綱に基づいて作成されるものであるが、要綱を実施機関内部に周知するための例規通達が、要綱とともに実施機関のホームページで公表されている。

例規通達によると、要綱は「部内外の意見等を組織運営に反映させることに関する訓令（平成12年広島県警察本部訓令第33号）を効果的に運用し、県民の声を確実に把握又は受理して適正に処理するため」に制定したとされており、苦情処理票の作成もその目的を実現するための取組の一環であると考えられる。現に、実施機関が作成し、県民の閲覧に供している個人情報取扱事務登録簿においても、苦情処理票は「要望、苦情事務」で保有するファイルの一つであり、その事務の目的は、「部外の意見、提案、要望、苦情等を迅速に組織運営に反映させることにより、『県民の期待に応える警察』を実現する。」と、明確にされている。

オ 次に、審査請求人は、ホームページに掲載された（自分が不審者とされた）犯罪発生マップ等は誤りであり、消去することや通報者や関係者の情報を提供するように要求したのであって、苦情ではないので、本件対象情報を作成することは目的外であると主張する。

要綱によると、「苦情とは、警察活動又は職員に関するもので、次のものをいう。」とされ、「ア 不適切執行務に関するもの」、「イ 非違非行に関するもの」、「ウ 争訟事案に発展するおそれのあるもの」が列挙されている。

本件対象情報に記載された申出の内容は、県警メールマガジン等で事実と異なることが情報発信され、不審者扱いされたことについて、説明や謝罪等を求めるものであって、上記区分の「不適切執行務に関するもの」に該当するものと認められ、苦情処理票に記載されたことは何ら不合理ではない。

したがって、本件対象情報の作成が目的外での個人情報の収集であるとは認め

られない。

カ 審査請求人は、私に本件対象情報を作成することを告げることなく個人情報を収集したので不法行為である旨を主張しているが、要綱では、苦情を受理した場合は苦情処理票を作成することが義務付けられているのであって、苦情処理票の作成に当たって本人の同意を得なければならない旨の規定はないし、条例においても、取得した個人情報を行政文書に記録することについて制限する規定はなく、本件対象情報の作成が不適法であったとは認められない。

キ また、審査請求人は条例第5条第4項の規定を引用し、特定の職員がこれに反して、同意なく秘密裏に情報収集を行ったと主張しているが、同項は本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集するときに、あらかじめ本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければならないことを定めたものであって、発言内容等を書面に記録する際に本人に事務の目的を明示することを義務付けたものではない。

ク したがって、本件対象情報は、事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集した情報を記載したものであり、かつ、不適法又は不公正な手段により収集されたという事情も認められないため、本件対象情報の作成が条例第5条第1項に違反するものとは認められない。

(2) 条例第5条第3項違反について

ア 諮問実施機関は、本件処分において、本件対象情報に記録された審査請求人の情報は、条例第5条第3項にも適合する方法で収集したとしており、これに対し、審査請求人は、「条例第5条第3項の何号が適用されるのかが不明である。また、同項第1号が適用されるならば、何の法令の規定に基づいて収集されたのかが不明である。」と主張している。

イ 条例第5条第3項は、実施機関が個人情報を収集するときは、同項ただし書各号に該当しないかぎり、本人から収集しなければならないと規定しており、同項ただし書には第1号から第7号までが列挙されている。

本件対象情報には、審査請求人が申し述べた苦情等の内容や、処理経過、処理結果等が記載されているのであって、いずれも審査請求人本人や実施機関の職員から収集された情報であるので、そもそも同項の規定への抵触は問題とならない。

ウ したがって、本件対象情報が同条第3項に違反して収集した個人情報を記録したものと認められない。

(3) 結論

以上により、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件対象情報の利用停止（消去）を行わなければならない理由はないため、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

4 その他

審査請求人は、本件請求の際に実施機関の職員とトラブルになった旨を意見書に記載し、当審査会に是正指導を求めている。

当審査会にはこうした苦情の事実関係を確認する権限がないため、審査請求人の要望に応えることはできないが、条例に基づく円滑な請求が行われることが望まれる。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
25. 11. 7	・ 諮問を受けた。
25. 11. 11	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 12. 24	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
25. 12. 26	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
26. 1. 6	・ 審査請求人から意見書を収受した。
26. 1. 8	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 5. 29 (平成 26 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 6. 19 (平成 26 年度第 3 回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
26. 7. 24 (平成 26 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 8. 28 (平成 26 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士